

学校いじめ防止基本方針

令和6年度版

はじめに

いじめは、子どもたちの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた子どもを苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。また、いじめはどの学校にも、どの学級にもどの子どもに起こりえるものであるという基本的認識のもと、日常的にいじめの未然防止に取り組まなくてはならない。そのためには、常に保護者や地域、関係機関との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、子どもがいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めるものである。

I いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には、「いじめ」は次のように定義されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめの防止等のための基本的な方針」の中では、次のように述べられている。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ・けんかやふざけ合いではあっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「安来市いじめ防止基本方針」をもとに、本校の「いじめ防止対策基本方針」を策定する。

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

本校においては、次のような基本的な考え方をもとに、いじめ防止に取り組む。

(1) いじめの未然防止

いじめは、「どの子にも、どの学校でも起こりうる。」という認識をもち、すべての児童を対象に、「いじめは決して許されない」行為であることの理解を促進し、学校教育活動全体を通して、人権教育の推進を図り、豊かな情操や道徳心の養成、互いを尊重し合える態度など、互いに認め合い支え合い、助け合える豊かな人間関係づくりの素地を養うことが重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、温かい人間関係の中で児童が安心して生活でき、自己有用感や充実感を感じることができ、いじめを生まない学校・地域の風土づくりに、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめは早期発見・早期対応が重要である。いじめは、大人が気づきにくい時や場所、判断しにくい態様で行

われることが多いことを認識し、児童の小さな変化に気づき、いじめを見逃さず、積極的に認知していくという能力と姿勢が必要である。あわせて日ごろからの信頼関係づくりに努め、児童がいじめを訴えやすい体制を整備するなど、学校・家庭・地域・関係機関が連絡を密にし、より多くの目で児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、あるいは疑わしいと判断した場合、学校は直ちに対応することが必要である。いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめたとされる児童への事情確認に基づく適切な指導など、解決に向けて迅速な対応を組織的に行うことが重要である。

また、事案に応じて関係機関への相談や連絡、連携した対応を行うことが必要である。そのために平素から学校における組織的対応のための体制整備、教職員による対処方法についての理解、関係機関との連携を深めておくことが重要である。

(4) 地域や家庭との連携について

地域全体で児童の健全な成長を見守り育てていくために、学校関係者と PTA、地域関係者、家庭が連携することが必要である。そのためには組織的な連携体制を整備し、平素から学校の取組や願い、児童の活動の様子を伝えたり、共に活動する機会を設定したりするなかで互いに理解を深め、協力して明日のふるさとを支える児童の育成を推進することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

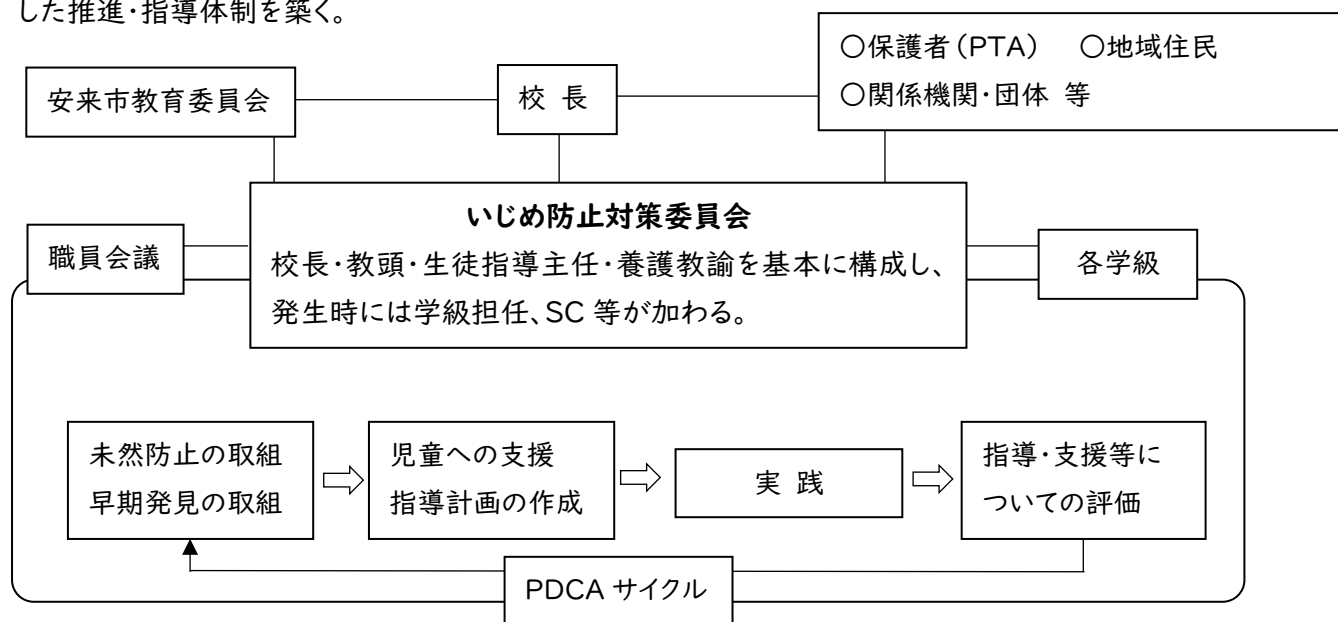
いじめ問題の対応には事案に応じて関係機関との適切な連携が必要である。そのためには平素から担当窓口の確認、連絡会議の開催など情報共有を行い、相互理解を図ることが重要である。また、連携対応体制の整備と関係職員による実際の対処方法についての理解を深めることが重要である。

3 いじめの正確な認知

いじめの正確な認知のために、資料『いじめの認知について』をもとに全職員で研修の場をもつとともに、『不登校重大事態に係る調査の指針』についても全職員で読み合わせ、共通理解を図る。

II 推進・指導体制

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中核にした推進・指導体制を築く。



I いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭を基本に構成し、発生時には学級担任、スクールカウンセラー等が加わる。いじめ防止対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

〈組織の役割〉

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・具体的で実効性のある校内研修（複数回）の企画
- ・実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・いじめが生じた際の組織的な対応
- ・いじめ事案の事実関係を調査する母体
- ・保護者や地域への情報提供
- ・いじめ防止等についての取組の検証、改善 など

2 各学級

各学級においては、担任が児童理解に努め、年間指導計画に位置付けられた取組の確実な実践を行う。特に、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組については、チェックリストをもとに、児童の状況について細かく見取り、状況を把握する。

3 職員会議

いじめ等の諸問題に関する、指導方針、指導方法について、全教職員で共通理解を図り、効果的な指導となるよう情報の共有化を図る。定例の職員会議において、いじめ等に関する教職員の共通理解の場を設ける。また、定期的に「児童に関する情報交換会」をもち、児童の多面的理解に努める。

4 PTA

日常的にPTA（保護者）や地域と連携を図り、学校のいじめ問題に対する基本的な考え方や指導方針、指導体制等について会合や学校だより等を通して説明し、理解と協力を得る。

III いじめの未然防止

I 確かな学力を育む授業実践と研究推進 ～ 子どもが自ら学ぶ授業づくり ～

- ◎これまでの実践と ICT、デジタル教材を組み合わせることで、主体性を引き出す教育の向上につなげていく。
- ◎主体的に課題を見つけ、その解決を目指す授業展開を工夫するとともに、振り返りの時間を大切に扱う。
- 学校司書や司書教諭と連携をし、「学習センター」「情報センター」「読書センター」機能を充実させ、学校図書館活用教育の充実を図る。

2 子ども同士のかかわりを大切にし、思いやりの心を育む教育活動の推進

- ◎教育活動全体で、人権教育・道徳教育・特別支援教育の充実に努め、多様性の尊重を図る。

- ◎子ども同士がよりよい人間関係を築けるように縦割り班活動や学級活動の充実を図り、社会性を育む。
- 全ての子どもを対象とする発達支持的生徒指導を積極的に進め、子ども達の自己肯定感を高める。等

3 挑戦する心を育む教育活動の推進

- ◎自分でめあてを決め、継続的な体力づくりを進めたり、物事に挑戦できる場や環境を設定したりする。
- ◎児童集会を定期的に開催し、全校の前で発表する機会を設定する。

4 地域に開かれ、地域に根ざした教育活動の推進

- ◎地域支援者との調整を行い、地域の特色(ひと・もの・こと)を生かし、ねらいを明確にしたふるさと教育や総合的な学習の時間等の教育活動を推進する。
- 安全指導・安全教育の推進、さわやかネットとの連携により子ども達を守る危機管理体制を確立する。等

5 保護者と連携・協力して子ども達を支える取組の推進

- ◎子どもが進んで挨拶できるように PTA 活動と連携した取組を行う。
- ◎学校だより等の情報発信を行うことで、学校教育の理解を推進する。
- 学習にむかう基盤づくり(家庭での対話や基本的生活習慣の定着等)の重要性について理解と協力を求め、連携した取組を推進する。

6 職員が協働し、自己研鑽に努める学校づくりの推進〈学び続けられる環境づくり〉

- ◎積極的なDX化を図り、「より良い職場環境づくり(働き方改善)」を推進し、心身ともに健康な状態で子どもの前に立つ。
- ◎温かく、思いやりがあり、心理的安全性の高い教職員集団となる。
- 校内研究による自己研鑽や修養を図り、学び続ける教師であり続ける。 等

IV いじめの早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながる。教職員と児童との信頼関係を構築したり、教職員のいじめの認知能力を高めたりすることを基本に、次のような取組を進める。

1 日々の観察

- ・健康観察の重要性を共通理解し、健康観察によって得られた情報について、迅速に対応できるような校内連携システムを構築する(観察から相談、指導へ)。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・次のようなポイントをもとにいじめの兆候を見逃さず、早期に対応していく。

〈登下校時〉

- ☐ 遅刻・欠席が増える(3日目までにチェック)。
- ☐ 始業時間ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 視線が合わず、あいさつをしなくなる。
- ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる。

〈朝の会〉

- ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ☐ 健康観察の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- ☐ 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。

《授業中》

- ☐ 保健室、トイレによく行くようになる。
- ☐ 授業道具等の忘れ物が目立つ。
- ☐ 周囲の児童が、机、椅子を離してすわろうとする。
- ☐ 教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- ☐ 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく
- ☐ グループ分けて孤立しがちになる。
- ☐ 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

《休憩時間》

- ☐ 教室や図書室で一人で過ごすことが多い。
- ☐ 今まで一緒だったグループから外れている。
- ☐ 訳もなく階段や廊下を歩いていた、用もないのに職員室に来たりする。
- ☐ 友だちと一緒にいても表情が暗い。おどおどした様子で友達についていく。
- ☐ 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。

《給食時》

- ☐ 机を寄せて席を作ろうとしない。
- ☐ その子どもが配膳すると、嫌がられる。
- ☐ 食べ物にいたずらされる。(盛りつけない。わざと多く盛り付ける)
- ☐ 食欲がない。
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている。

《掃除時》

- ☐ その子どもの机やイスだけが運ばれず、放置されている。
- ☐ その子どもの机をふさげながら蹴ったり、掃除用具でたたいたりしている。
- ☐ 一人離れて掃除している。
- ☐ 目の前にゴミを投げ捨てられる。

《放課後》

- ☐ 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- ☐ 昇降口や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- ☐ みんなの持ち物を持たされている。
- ☐ 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- ☐ 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

《その他》

- ☐ 教科書や机、掲示物にいたずら書きされる。
- ☐ 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- ☐ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- ☐ 教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
- ☐ 宿題や集金などの提出が遅れる。
- ☐ 刃物など、危険な物を所持する。

2 日記、連絡帳の活用

- ・日記の他、連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日常的に連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

3 教育相談の実施

(1) 教育相談

- ・年2回(6月・11月 うち11月は先生への手紙とする。)
- ・担任は学級全ての児童の教育相談を計画的に行う。
- ・11月の手紙は、児童がどの先生に対してでもよいので悩みや話したいことを手紙にして渡し、児童の教育相談を行う。
- ・事前アンケート(6月はQU)で情報収集につとめ概要をつかむ。
- ・実施後、生徒指導職員会議で報告する。

(2) 心の安全点検(学期1回)について

- ・『聞かせてアンケート』を実施する。
- ・アンケート実施にあたっては、記名・無記名、または選択・併用等のほか、生活実態調査に含めるなど、児童が記入しやすい形で実施する。

4 教職員の情報共有

生徒指導職員会議等で、気になる児童の実態についての情報交換の場を設定し、情報の共有化を図る。
また、複数の目で児童を見ていく体制をつくり、より多面的な理解を図り、場合によっては「いじめ防止対策委員会」を開催し、検討する。

(1) 学校生活全般における児童の様子の情報交換・・・職員朝礼、職員会議等

(2) 配慮児に関する情報交換・・・子どもを語る会(年度当初・学期に1回)

5 家庭からの訴え・地域からの情報提供と啓発

- (1) 保護者、地域との信頼関係を基盤に、保護者からの訴えや地域からの情報提供には、真摯に耳を傾ける。
管理職を含めた複数で対応し、誠意をもった対応に努める。
- (2) 学級での懇談会や研修会などを通し、地域や保護者への啓発に努める。

6 いじめ防止対策委員会の周知

- (1) 児童に対し、いじめ防止対策委員会の存在やその活動について知らせ、特にいじめを受けた児童を徹底して守り通し、迅速かつ適切に解決する機関であることを周知する。
- (2) 保護者に対し、PTA総会等の場において、いじめ防止対策委員会の存在やその活動について知らせ、相談・通報の窓口であることを周知する。

7 こども園、保育園等との連携

こども園、保育園等と配慮を要する児童の情報について適切に共有を行うことにより、一貫した指導体制を構築する。

V いじめへの対応（早期発見・事態対応マニュアル）

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめにかかる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめにかかる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反する。（いじめ防止のための基本的な方針）を受け、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」が簡易に報告できる用紙を準備し、情報を把握後、すぐに用紙に記入し、口頭での報告にあわせ生徒指導主任に提出することとする。

また、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめたとする行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。（例：インターネット上での悪口等）

いじめの把握

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ・学級担任及び学級担任外の教職員による発見 | ・養護教諭による発見 |
| ・アンケート調査による発見 | ・スクールカウンセラーによる発見 |
| ・学校以外の関係機関からの情報 | ・本人からの訴え |
| ・児童（本人を除く）からの情報 | ・児童（本人）の保護者からの情報 |
| ・地域住民等からの情報 | ・スマートスクールによるSOSボタンからの情報 |



いじめの報告（いじめ防止対策委員会への報告）

- ・把握者（☆）→（学級担任等）☆→生徒指導主任→教頭→校長
☆所定の用紙に記入し口頭での報告にあわせ提出する



事実確認・方針決定（いじめ防止対策委員会における協議）

- | | | | |
|---|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 事実確認の把握 | ☐ いじめ認知の判断 | ☐ 指導方針の確認 | ☐ 個別指導の検討 |
| ☐ 役割分担（対応チームの編成） | ☐ 全教職員による共通理解 | ☐ 関係機関との連携 | |



いじめへの対応(いじめ防止対策委員会による対応)

- ・いじめを受けた児童への支援
- ・いじめを行った児童への指導
- ・周囲の児童への働きかけ
- ・いじめを受けた児童の保護者への支援
- ・安来市教育委員会への報告
- ・いじめを行った児童の保護者への助言
- ・関係機関への相談(中央児童相談所、警察等)
- ・特に配慮が必要な児童への対応

○いじめの解消の判断

- ① いじめに係る行為が止んでいること・・・3ヶ月を目安として継続している。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと・・・判断は、本人・保護者と面談で確認

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校 内	・いじめの行為から徹底して守り通す。 ・安全確保のための巡視体制を強化する。 ・3カ月を目安にしたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアに努める。	・他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させるとともに、被害児童への謝罪に気持ちを醸成させる。 ・いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ・不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	・周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 ・自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保 護 者	・いじめに関する事実経過を説明する。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立て、対応の取組について説明する。	・事実経過の説明をし、家庭における指導を要請する。 ・いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。	・当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。



<u>再発防止に向けた取組</u>		
<u>原因の詳細な分析</u> ・事実の整理、指導方針の再確認 ・外部の専門家等による助言	<u>教育内容及び指導方法の改善・充実</u> ・児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し ・豊かな心を育てる指導の工夫 ・わかる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組	<u>家庭、地域との連携強化</u> ・教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ・アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 ・PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成
<u>学校体制の改善・充実</u> ・生徒指導体制の点検・改善 ・教育相談体制の強化やSCの派遣要請等 ・児童理解研修や事例研究等実践的な校内研修の実施		

VI ネットいじめの未然防止・対応

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹 謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

1 未然防止のために

児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。具体的には、次のような内容を保護者会等で伝える。

- ・フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るルールづくりを行うこと、特に、携帯電話をもたせる必要性について検討する。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えるという認識をもつこと。
- ・家庭ではメールを見たときの小さな表情の変化など、トラブルに巻き込まれた（巻き込まれそうな）子どもが見せる小さな変化に気づいたときは、躊躇なく問いかけ、速やかに学校に連絡すること。また、教員自身も校内外の研修の機会を利用して積極的な知識の収集に努める。

2 早期発見・早期対応のために

インターネット上で行われるいじめに対しては、児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気をつくったり、関係機関と情報連携を行ったりすることによって早期発見、早期対応に努める。

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に指導・助言し、協力して取り組む
- ・警察等の専門機関と連携を図って取り組む。

(2) 書き込みや画像の削除に向けて

- ・被害の拡大を防ぐため、書き込み等の削除を迅速に行う。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されることを理解させる。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されることを理解させる。

VII 重大事態への対応について

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

(1) 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について安来市教育委員会に報告する。

(2) 安来市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対応する「いじめ調査委員会」を設置する。

(3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係および再発防止のための調査を行う。

(4) いじめられた児童又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら 調査を実施するものとする。

(5) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

- (6) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態対応

いじめの疑いに関する情報

- ・第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を安来市教育委員会へ報告

重大事態の発生

安来市教育委員会に重大事態の発生を報告（市教委から市長に報告）

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
- ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（30日にこだわらず、「疑い」が生じた段階で、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

安来市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合（原則として学校）

安来市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ・第22条に基づく「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・重大事態に対処し、いじめの事実の全容を解明する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査を開始する前に、丁寧に説明し、被害者等の意向を踏まえた調査をすることを担保。調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）
- ・関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要

調査結果を安来市教育委員会に報告（市教委から市長に報告）

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果を添える。被害児童・保護者に公表内容を確認する。

調査結果を踏まえた必要な措置

安来市教育委員会が調査の主体となる場合(○自死事案 ○教育委員会が判断した場合)

・安来市教育委員会の指示のもと、資料の提供など、調査に協力

Ⅷ 学校におけるいじめの防止・対応の取組の公開と点検・評価

1 基本方針の点検・見直し

「島田小学校いじめ防止基本方針」が本校の実情に即して機能しているのか、文部科学省の通知等を反映しているのかを点検し、必要に応じて見直す。

2 ホームページへの掲載

「島田小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページへ掲載し、保護者や地域住民に対し、その内容が確認できるようにする。

3 学校評価の実施

いじめに関しての取組や対応の状況について、自己評価及び学校運営協議会委員による学校評価を実施し、その結果をもとに改善する。

4 評価システムの活用

評価システムを活用し、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめ問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組を進めているかどうかについて、当初・中途の面接や評価シートを活用して振り返る。